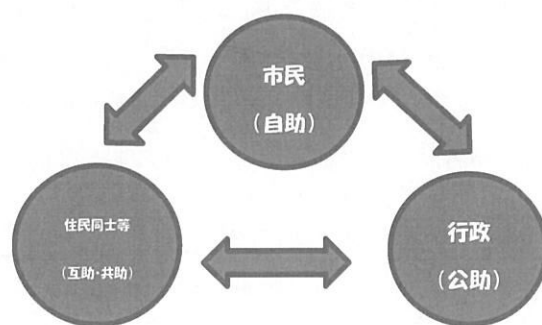


1 滝川市地域福祉計画・地域福祉実践計画の概要

1 計画策定の趣旨

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで住民誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるよう、様々な生活課題を認識し、互いに助け合いながら、共に生きる社会を実現していくことであり、本計画は、地域福祉を推進するための行動指針となるものです。



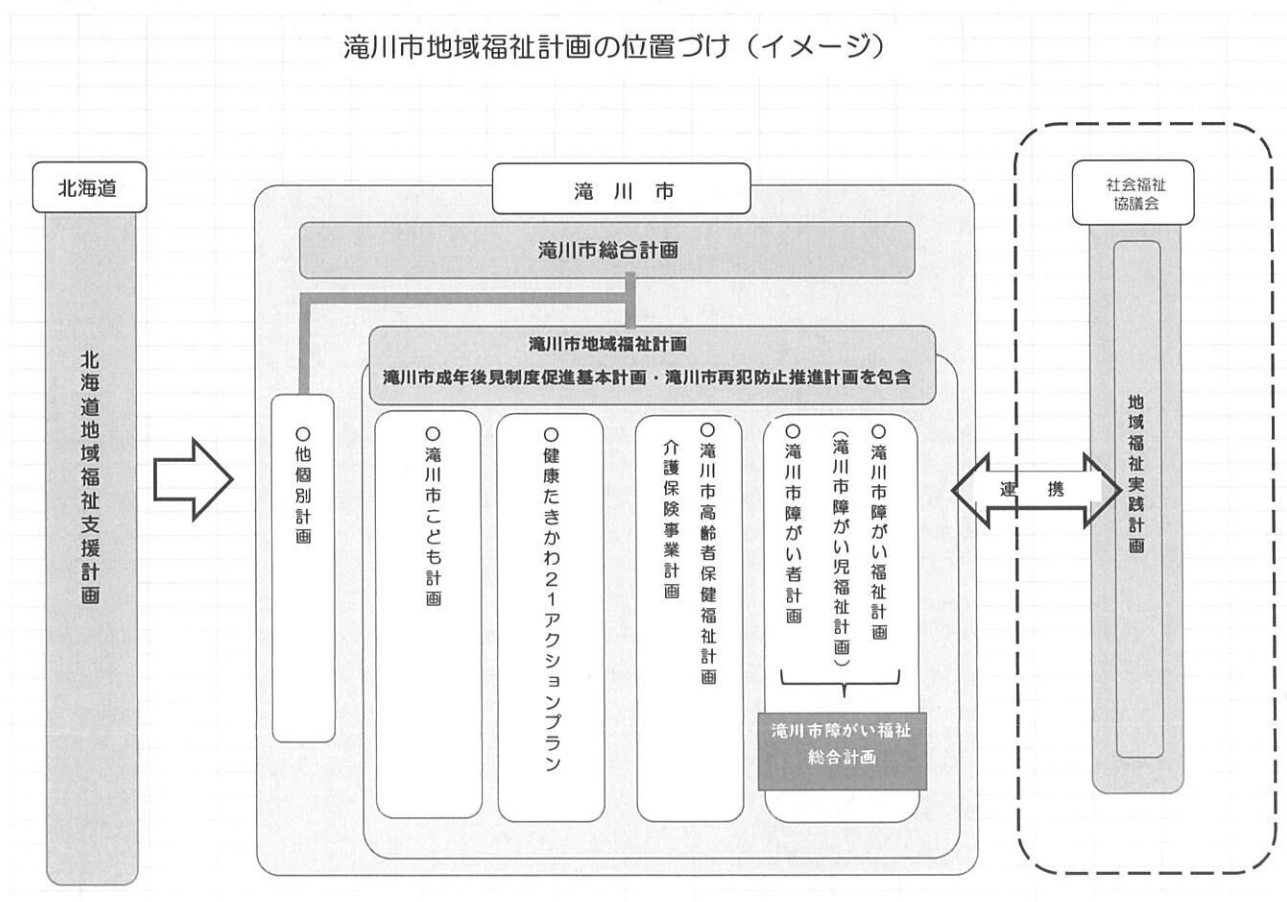
2 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が地域福祉を推進するための行動指針として策定する計画であり、地域の課題を共有し、お互いに連携を図るため、社会福祉協議会の活動計画である「地域福祉実践計画」と一体的に策定します。

また、障がい福祉分野の「障がい福祉総合計画」、高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、児童福祉分野の「こども計画」及び保健分野の「健康たきかわ21アクションプラン」の上位計画として位置づけられ、本市の最上位計画である「滝川市総合計画」の内容を踏まえ、整合性を図りながら策定します。

さらに、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含し、連動させて地域福祉を推進していきます。なお、計画期間は令和9年度から令和14年度までの6年間とします。

滝川市地域福祉計画の位置づけ（イメージ）



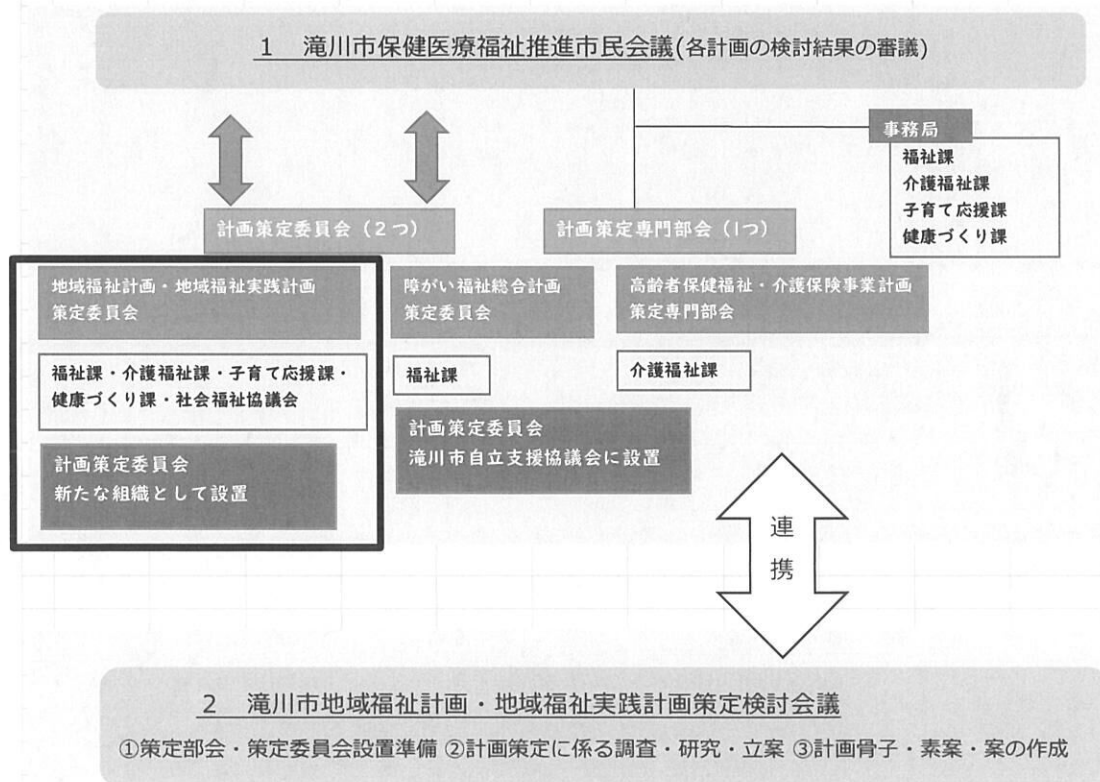
3 計画の期間

滝川市地域福祉計画・地域福祉実践計画と関係計画策定スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17			
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035			
滝川市総合計画【総務部企画課】	R6～R14															
滝川市地域福祉計画・地域福祉実践計画 【福祉部・健康こども未来部・社会福祉協議会】	政策頭出	策定準備	策定年	R9～R14												
滝川市障がい福祉計画【福祉部福祉課】	R6～R8			滝川市障がい福祉総合計画												
滝川市障がい者計画【福祉部福祉課】	R5～R9 だが1年前倒し				R9～R14											
健康たきかわ21アクションプラン 【健康こども未来部健康づくり課】					中間評価R11		R6～R17									
滝川市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画 【福祉部介護福祉課】	R6～R8			R9～R11			R12～R14									
滝川市子ども計画 【健康こども未来部子育て応援課】	R2～R6	R7～R11					R12～R14									

4 策定体制

計画策定会議の体制図



5 策定スケジュール

年 月	市民 会議	地域福祉・地域福祉実践計画（6年）	
		策定委員会	内 容
令和8年6月	○		計画策定諮問 計画の概要説明
		○	骨子の審議
11月		○	素案の審議
12月	○		素案の審議
		○	案の審議
令和9年1月	○		計画答申案の決定、答申
2月			パブリックコメント及び市民説明会の実施
3月			計画決定

1 策定の趣旨

(1) 計画の概要と位置付け

- ✓ 地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等を協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもの。

主な
内容の
具体例

- 属性を問わない包括的な支援体制の構築
- 生活困窮者への支援
- 制度の狭間にある課題を抱える方への対応
- 権利擁護の支援
- 見守り支援の推進方策

- ✓ その位置付けについては、高齢者・障がい者・児童その他福祉の各分野に共通的な事項を記載する、福祉分野のいわゆる「上位計画」とされている。
- ✓ この計画の策定は、平成12年の改正社会福祉法で新たに規定され、平成30年の法改正により、これまで任意とされていたものが、努力義務化された。

地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していくための計画であるとともに、包括的な支援体制の整備（法第106条の3）を図るための行動指針となるものであり、計画策定が要件となる補助事業もあることなどから、市町村ごとのニーズや課題に対応できるよう、早期に取り組んで行くことが必要。

(2) 計画に盛り込むべき事項

- ✓ 地域福祉計画に盛り込むべき事項は、社会福祉法上、次の5項目が掲げられており、国のガイドラインにおいては、これらを踏まえなければ、「法上の地域福祉計画としては認められない」とされている。
- ✓ このため、計画策定に当たっては、主体的に法定5項目の趣旨を勘案し、具体的な内容を掲載するとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込む必要がある。

1 高齢・障がい・児童その他の福祉に共通して取り組むべき事項

2 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

5 包括的な支援体制の整備に関する事項

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（第三・市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）

(3) 法定5項目の具体的な内容

1 高齢・障がい・児童その他の福祉に共通して取り組むべき事項

- 就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携
- 各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応のあり方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- 市民後見人等の育成や活動支援など、権利擁護のあり方
- 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や支援のあり方
- 保健医療・福祉等を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 地域住民等が主体的に生活課題の解決に取り組むことができる地域づくり
- 官民連携の促進や地域福祉への関心の喚起に向けた寄附や共同募金等の推進
- 地域づくりに資する事業を一体的に実施するための補助金を活用した連携体制
- 全庁的な体制整備

2 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- 必要なサービスを利用することができる仕組みの確立
- サービスの評価や内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 利用者の権利擁護
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

3 社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

- 社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進
- 公的サービスの連携による公私協働の実現

4 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- 住民等の動機付けと意識向上、地域福祉推進への主体的参加の推進
- 地域福祉を推進する人材の養成

5 包括的な支援体制の整備に関する事項

- 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- 多機関の協働による市町村における包括的な支援体制の構築